

愛知医科大学体育施設使用基準

この基準は、愛知医科大学体育施設管理運営規程第5条第2項の規定に基づき、体育施設の使用基準について定める。

1 使用時間

- (1) 体育施設を使用できる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、テニスコートは、承認した学生の課外活動団体（以下「課外活動団体」という。）以外の団体等は夜間照明の使用はできない。
- (2) 課外活動団体が早朝に使用する場合は、原則として、午前7時30分からとする。その場合は使用を希望する日の3日前（土曜日、日曜日、祝日、休日及び年末年始等大学の休業日（以下「休業日」という。）を除く。）までに「愛知医科大学体育施設使用許可申請書」（以下「申請書」という。）を医学部事務部学生課（以下「学生課」という。）に提出し、体育施設管理責任者（以下「管理責任者」という。）の許可を受けなければならない。

2 計画的使用の手順

計画的に使用しようとする団体等は、次の手順による。

- (1) 体育施設を計画的に使用しようとする課外活動団体は、使用を希望する月の前々月の末日までに、あらかじめ課外活動連絡協議会において調整した「体育施設使用予定表」（以下「予定表」という。）を学生課に提出する。
- (2) 体育施設を計画的に使用しようとする課外活動団体以外の団体等は、使用を希望する月の前々月の末日までに、申請書を学生課に提出する。
- (3) 学生課は、課外活動団体及び課外活動団体以外の団体等から提出のあった予定表及び申請書並びに大学行事等を総合調整して、体育施設使用計画表（以下「計画表」という。）を作成し、管理責任者が許可する。
- (4) 使用を許可したときは、課外活動団体については学生掲示板に計画表を掲示し、課外活動団体以外の団体等については「愛知医科大学体育施設使用許可書」（以下「許可書」という。）を交付する。

3 計画的以外の使用の手順

計画表許可後、計画されていない日時に使用を希望する団体等は、次の手順による。

- (1) 使用を希望する団体等は、原則として、使用を希望する日の3日前（休業日を除く。）までに申請書を学生課に提出する。
- (2) 使用の許可は、管理責任者が行う。
- (3) 使用を許可したときは許可書を交付し、使用を許可されなかった場合はその旨を通知する。

4 使用料

学外者が施設を使用するときは、原則として、理事長の定めるところにより使用料を徴収する。

5 使用許可の取消し

管理責任者は、次のいずれかに該当すると認めた場合は、使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

ア 愛知医科大学（以下「本学」という。）の止むを得ぬ事情のとき。

イ 使用者が、係員の指示に従わないとき。

ウ 使用者が、第三者に施設の一部又は全部を転貸したとき。

エ 秩序を乱し、又は他の使用者に迷惑を及ぼすおそれがあると認めたとき。

オ その他管理責任者が不相当と認めたとき。

6 使用上の注意事項

(1) 体育施設全般の使用上の注意事項

ア 使用許可を受けた目的以外に施設を使用しないこと。

イ 施設内に特殊な設備を施し、又は特殊な物品・用具を搬入するときは、あらかじめ管理責任者の許可を受け、その指示に従うこと。

ウ 施設・設備又は用具を破損し、汚損し、又は紛失したときは学生課に届け出て、指示を受けること。この場合、原則として、相当の弁償をしなければならない。

エ 常に整理・整頓に努め、使用後は、清掃し、施設及び設備を原状に復しておくこと。

- オ 許可なく掲示及び貼紙等をしないこと。
- カ 指定場所以外では、飲食をしないこと。
- キ ゴミは持ち帰ること。
- ク 火気の使用は禁止する。
- ケ 施設内で発生した事故について、特別の事由ある場合を除き、本学は、一切責任を負わない。
- コ 使用を取り止めるとき、又は変更するときは、速やかに学生課に連絡すること。
- サ 寅山グラウンドは通常、鍵が掛けられているので、使用する場合は、学生課（休業日は守衛室）で寅山グラウンドへの進入路である歩道橋の鍵を受け取り、終了後は鍵を施錠の上、守衛室に返却すること。
- シ 課外活動団体以外の団体等が休業日に雁又グラウンド（テニスコート又は野球場）を使用する場合は、守衛室でテニスコートの鍵又は野球場の鍵を受け取り、使用後は鍵を守衛室に返却すること。
- ス 休業日に体育館を使用する場合は、守衛室に体育館の開錠を依頼し、終了後も守衛室に連絡し、施錠を依頼すること。
- セ 体育施設内に関係者以外の者が入り込んだときは、直ちに学生課又は守衛室に連絡すること。
- ソ その他施設の使用等については、係員の指示に従うこと。
- (2) 体育館の使用上の注意事項
 - ア アリーナ内は体育館用シューズを着用すること。
 - イ 武道場には運動靴等で入らないこと。
 - ウ 持ち物は、各自の責任において保管すること。
 - エ 忘れ物のないようにすること。
 - オ 照明を点灯した場合は、使用終了後、必ず消灯すること。
 - カ 使用終了時刻が17時以降の場合は、使用終了後、守衛室に体育館の施錠を依頼すること。
 - キ 他の利用者の迷惑にならないように使用すること。
- (3) テニスコート内での使用上の注意事項
 - ア テニス専用シューズを着用すること。
 - イ 使用後は、コートブラシでコートのブラッシングを行い、ネットのワイヤーロープを緩めておくこと。
- (4) 雁又グラウンド（野球場及び陸上競技場）及び寅山グラウンド（多目的運動場内）での使用上の注意事項
 - ア 専用シューズを着用すること。
 - イ 使用後は、必ず整地すること。
 - ウ 多目的運動場内での芝がはがれた場合は、芝が乾燥しないうちに、はがれた場所に埋めなおすこと。また、はがれた芝に破損又は異常があった場合は、直ちに学生課に連絡すること。
- (5) アーチェリー練習場及び弓道場練習場内での使用上の注意事項
 - ア 練習開始前には、練習場の周りにクラブ部員以外の者がいないことを確認し、安全に十分配慮して使用すること。
 - イ 芝がはがれた場合は、芝が乾燥しないうちに、はがれた場所に埋めなおすこと。また、はがれた芝に破損又は異常があった場合は、直ちに学生課に連絡すること。
 - ウ 使用後は、必ず練習場の入り口を施錠すること。
- (6) 走り幅跳び及び走り高跳びの練習場内での注意事項
 - ア 使用後は、必ず整地すること。
 - イ 使用していないときは、砂場及びマットにシートを掛けること。
- 7 この基準に定めるもののほか、体育施設の使用に関する事項は、その都度管理責任者が定める。

附 則

この基準は、平成19年5月21日から施行する。